

令和4年第1回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年1月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行		
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
		16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
4番	川松 忠彦	15番	宮田 佳司

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広		上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳		
----	-------	--	--

午後1時55分開会

【事務局】

定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第1回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、川松忠彦委員、宮田佳司委員の2名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

皆さん、こんにちは。新年を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本年も健康に留意され、農業委員会活動にお力添えくださいますよう、お願いいたします。それでは、只今から、令和4年第1回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、10番木村 均君、11番佐藤 哲郎君を指名いたします。

次に日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

番号1番

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ継承するものです。

受人は現在 12,634 m²の農地を経営しており、個人で年間 75 日、世帯では 975 日農業に従事しています。

番号 2 番と番号 3 番は受人が同一であるため一括で説明させていただきます。

(番号 2 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号 3 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

2 番と 3 番は売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 20,591 m²の農地を経営しており、個人で年間 230 日、世帯では 460 日農業に従事しています。

番号 4 番と 5 番は受人が同一世帯であるため一括で説明させていただきます。

(番号 4 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号 5 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

4 番と 5 番は贈与での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 3,322 m²の農地を経営しており、個人で年間 110 日、世帯では 180 日農業に従事しています。

(番号 6 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 20,199 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 1150 日農業に従事しています。

(番号 7 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は祖母と孫の関係にあり、後継者へ継承するものです。

受人は現在 50,230 m²の農地を経営しており、個人で年間 200 日、世帯では 800 日農業に従事しております。

また、今回の申請は所有権の一部移転であり、渡人から受入へ持分 3419 分の 359 を贈与するものです。

4 ページをお願いします。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの筆は登記地目は田ですが現況地目は畑です。

売買での所有権移転です。

受人と申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在15,633.91㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しております。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在8,397.14㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では450日農業に従事しております。

5ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

番号10番と11番、12番は受人が同一であるため、一括で説明させていただきます。

(番号10申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号11申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号12申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年2月1日から10年間の賃借権の設定です。

受人は申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は、現在青果物の販売を行っている法人で、販売商品の確保と商品供給を安定させるため、賃借権を設定して借り入れるものです。なお、大協青果株式会社は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認めれるときには、契約を解除する解除条件付きの賃借権契約をなっております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計12件、移動の土地は、田9筆4,262.20㎡、畑9筆8,193㎡、合計18筆12,455.20㎡です。

以上12件のうち、番号1番から9番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

なお、番号10・11・12番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの3件につきましても、許可要件を満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。続きまして8ページをお願いします。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自動車修理工場・駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、9ページをお願いいたします。

ここからは権利の設定の案件でございます。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置し、農地区分は農用地です。

一時転用期間は令和4年3月1日から令和6年2月28日までの2年間です。

つづきまして、10ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、8件転用土地 田 3筆 2,725㎡ 畑 10筆 1,961.91㎡ 合計13筆 4,686.91㎡です。

以上5条申請 8件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集

積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

まず、大変申し訳ございませんが、議案の訂正をお願いいたします。

議案第3号及び議案第4号におきましては、皆様に事前に総会資料をお配りした後、農地中間管理事業の集積、配分計画に係る農用地利用配分計画の一部に誤りがあることが分かり、申請の取り下げの依頼がありましたので、13ページから14ページの番号24番から30番及び18ページから19ページの番号24番から30番の7筆につきましては今回の申請から省いていただくようお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。訂正した上で、進めさせていただきます。

総会提出議案11ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

12ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は26筆、使用貸借権の設定は5筆です。

賃借期間は令和4年3月1日から令和9年12月31日までが1筆、令和4年3月1日から令和14年12月31日までが30筆です。

15ページ総括表をお願い致します。

こちらにも訂正がございます。先ほどの取り下げ依頼がありました7件を省いた面積を申し上げますので訂正をお願いいたします。

田 28筆 18,266㎡ 畑 3筆 1,126㎡ 合計 31筆 19,392㎡になります。

大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案16ページをお願い致します。

議案 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

17ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地、面積を朗読)

貸借権の設定は26筆、使用貸借権の設定は5筆です。

貸借期間は令和4年3月1日から令和9年12月31日までが1筆、令和4年3月1日から令和14年12月31日までが30筆です。

20ページ総括表をお願い致します。

こちらも訂正がございます。先ほどの取り下げ依頼がありました7件を省いた面積を申し上げますので訂正をお願いいたします。

田 28筆 18,266㎡ 畑 3筆 1,126㎡ 合計 31筆 19,392㎡になります。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、杉村由幸委員、橋本淳委員、小原正広委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第6 報告第1号 現況証明願の報告についてから日程第8 報告3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

21 ページをお願いします。

報告第1号現況証明の報告についてです。

現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

22 ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

昭和59年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

平成12年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、23ページをお願いします。報告第2号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

24ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号届出です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

駐車場による転用でございます。

25ページ総括表をお願いします。

申請件数1件 田1筆82㎡ 合計82㎡です。

つづきまして26ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

贈与による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号6申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号7申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号8申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

つづきまして、27ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号届出(権利設定)です。

(番号9申請地、地目、面積、権利朗読)

賃借権の設定で、現場事務所・駐車場による転用でございます。

(番号10申請地、地目、面積、権利朗読)

使用貸借権の設定で、住宅による転用でございます。

28ページの総括表をお願いします。

申請件数 10件 田4筆 657㎡ 畑9筆 1,048.32㎡ 合計1,705.32㎡です。

ここで議案の訂正をお願いいたします。

畑計の筆数、面積に誤りがございますので、訂正をおねがいします。

畑9筆 1,048.32㎡になります。大変申し訳ございません。

つづきまして、29ページをお願いします。

報告第3号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

30ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

転用による貸借権の解除です。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

埋め立てするための貸借権の解除です。

番号3番と番号4番は受人が同一であるため一括で説明させていただきます。

(番号3申請地、地目、面積朗読)

(番号4申請地、地目、面積朗読)

売買による貸借権の解除です。

番号5番と6番、10番、11番は受人が同一のため一括で説明致します。

(番号5申請地、地目、面積朗読)

(番号6申請地、地目、面積朗読)

(番号10申請地、地目、面積朗読)

(番号11申請地、地目、面積朗読)

転用による貸借権の解除です。

(番号7申請地、地目、面積朗読)

農地改良による貸借権の解除です。

番号8番と9番は受人が同一のため一括で説明致します。

(番号8申請地、地目、面積朗読)

(番号9申請地、地目、面積朗読)

埋め立てするための賃借権の解除です。

(番号12申請地、地目、面積朗読)

農地売買による賃借権の解除です。

31ページの総括表をお願いします。

申請件数 12件 田 11筆 4,174㎡ 畑 2筆 708㎡ 合計13筆 合計4,882㎡です。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。
長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和4年第1回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

10番委員

木村 均

11番委員

佐藤 哲郎